リコール運動の妨害者はわかり次第連絡せよ

金力にものいわせて敵も必死の切り崩しに出てくる

八十万の署名を

リコール運動の為の組織

リコールを成立さすための第一条件は八十万人をこす有権者の署名を適確にあつめることである。

しかもこの署名は、これまで何度も行われたような街頭署名のようなものではなく、市町村の選挙人名簿と、法に照し合された署名であり、一点の疑義をさしはさむ余地のない八十万でなければならない。

組織労働者四十万というが、この倍の数である。これを居住地域毎に正確につかみ、なつとくしてもらわなければならない。しかもまだリコールを経験したことのない県民であり、周囲は保守的な頑なかれ主義な環境である。

汚職発生当時には怒りをもやしても、やがてすぐ忘れてしまう大衆である。忘れ去ることはなくてもたび重なるこの種事件の追及がいつも竜頭蛇尾におわることになかばあきらめきつた大衆である。

こういう県民に自らのもつ組織の力、大衆の力をまず自覚させる運動からはじめなければならないのである。この八十万を組織する態勢を作りあげることが先決問題なのだが、そのためには約四千人以上の活動家と、これを助けるさらに多くの活動家を縦横に連絡し合わさなければならない。

リコール運動は正式に登録された者以外は直接に署名をとることができないのである。しかも期間は開始後二カ月間で終らなければならない。そこで一人の正式登録を予定するもの（国家公務員、地方公務員はなれない。但し三公社五現業及び地方自治体の公企業、現業職員はなつてよい）が平均二〇〇人の署名をとるとしても全部では四千人、そしてこの四千人の中核を援助するものもいれると一万人以上の活動家が必要となつてくる。この態勢をととのえることが運動の第一段階である。

具体的な準備の例

まず各種民主団体がつぎつぎとリコール決議、退陣要求決議を行うなかで県民協が中心となつて県準備会ですべての準備計画を研究立案するとともに、これをそれぞれの組織の下部末端にてつていさせる。

2、リコール實施本部と支部機構組織の結成

本部（企画、宣伝、連絡、法規渉外、資金の各専門部をもつた機構とする）を福岡に、支部を各市郡に設ける。

3、組織網の確立

本部では各支部代表者会議、支部では各校区、各町村では委員会を持つ。委員はさらに協力者を地域毎に選定し、委員と協力者の中から署名収集予定者及び同援護者予定者を決定し、署名収集班を地域毎（予定署名二〇〇―三〇〇人毎）に結成し、支部を通じ本部に集約する。この際収集予定者はかならず本人の同意書をとり、選挙人名簿記載の有無を確認しなければならない。この収集予定者は各民主団体組織に協力を得て地域毎に組織活動家を調査して支部、校区町村委員会で確保することにとめる。

4、リコール請求決議

この組織が四千人をこせば本部において支部代表者会議をもちリコール請求実施を決議する。この決議に際してはリコール請求代表者をあわせ決定する。

5、最高實行委員会

本部の最高企画および執行、財政経営にあたるため大半の支部確立時にあらかじめ最高実行委員会を決定しておく。最高実行委員会は専従事務局長以下を任命する。支部もこれに準ずる。

6、宣傳活動について

(1)組織活動の裏付として強力な宣伝活動を行う必要がある。

(2)宣伝は左の各種を併用する。

(イ) パンフレット、ポスター、ビラ、チラシ、ステッカー等

(ロ) ニュースカー、ラジオ利用

(ハ) 新聞広告

(ニ) 街頭宣伝、演説会

(ホ) その他必要に応じ電光ニュース、アドバルーン、飛行機などを利用。

(3)宣伝は本部、支部で企画実施するもののほか、労組その他の民主団体の宣伝活動に強力に織りこむ。

組織図

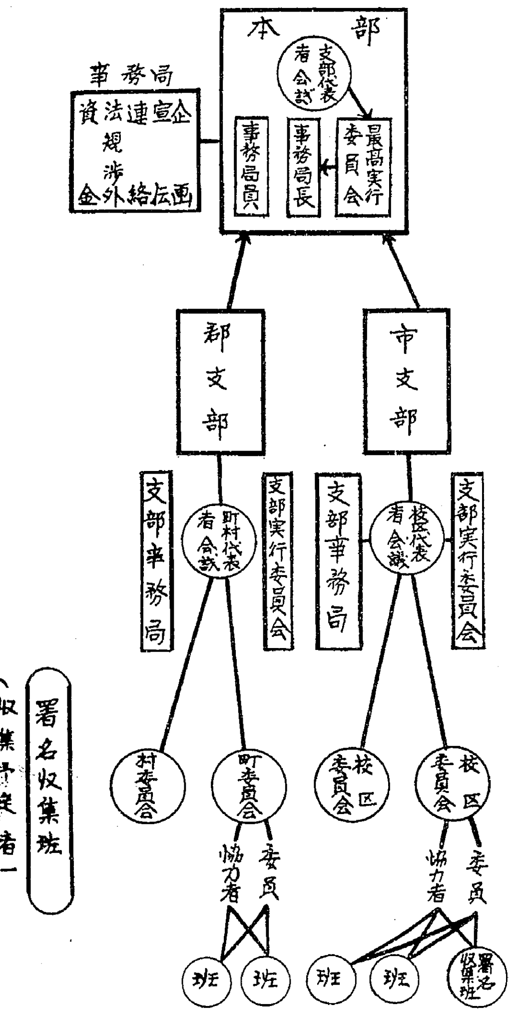

写真は知事官舎におしよせた代表

リコールの実施

1、リコールの意義

民主々義の原則によつてすべての公職を選挙で決定している以上その公務員を罷免するのも同じ選挙人の手で出来なければならない。これを一般的に「リコール」といつているが、日本ではこれは憲法によつて基本的人権として「公務員の罷免は固有の権利（憲法十五条）」であること、および罷免を請求する「権利を有し」このことによつて「いかなる差別待遇もうけない（憲法十六条）」と厳然と規定されている。

2、知事のリコールの法的根拠

知事リコールの場合は、地方自治法第八十一条に明記されている通り、その県の有権者であれば誰でも選挙権者総数の三分の一以上の連署をもつて「解職の請求」をすることができる。そしてその請求が成立すれば公職選挙法により「解職の投票」が行われ、投票数の過半数の同意があれば知事は「その職をうしなう」ことになる（同法八十三条）

3、知事リコールの法による實施

知事リコールは三つの運動にわけられる。その第一段階はリコールを公表して署名期間である二カ月間に有権者の署名をあつめる運動であり、第二段階はそれを選挙管理委員会が審査して有効署名を決定する段階であり、第三段階は三分の一以上の有効署名が確認され、解職投票を請求、投票が行われる段階である。

以下各段階について法に定められた方式を説明すると―

(1)第一段階（署名運動）（令二六号）

イ、代表者請求

先ず全県的準備の段階で選出したリコール運動代表者一名もしくは数人が「福岡県知事解職請求書」をそえて「請求代表者証明書交付申請」を県選管に対して行う。（令九一条）県選管はただちに代表者が所属する市町村選管に代表者が選挙人名簿に記載された者であるかどうかの確認をもとめる。この確認があれば「請求代表者証明書」を交付しこの旨を告示する。（令第九一条）この日から二カ月以内に署名をしなければならないのである。（令九二条）

この場合請求書に記載する請求の要旨は千字以内であるが後で知事弁明書がやはり千字以内出てこれと対抗する形になるので文章はよく検討しておかなくてはならない。

ロ、収集者委任

代表者一人では到底署名を全県下でとることはできないので、各市町村のリコール運動者数千名を代表者が「請求署名収集委任状」により市町村毎に一括委任をし、委任した旨を県選管とそれぞれの市町村選管に届出をする。（令第九二条）署名はこの受任者以外とつてはならないのであるこの届出は前以て準備し告示と同時に行うべきであろう。

また国家公務員、地方公務員（公企業、現業職員を除く）は法によりこの代表者、運動者にはなれない。（しかし署名に際して正式運動者を案内したり、ついて行くことは法にふれない）

署名は一人々々的確に

ハ、署名簿

署名簿も前もつて準備しなければならないが、それは市町村毎の名簿とし、分冊する場合は一連番号を附し、表紙の次に「請求書写」「署名収集委任状」「請求代表者証明書写」を添えなければならない

ニ、署名運動の実施

(1)いよいよ署名運動の実施に入るわけであるが、この署名をうけるものは正式に委任状をもつたものが正式の署名簿によつて一人一人署名捺印を求めないと無効になつたり異議申立てをうけるすきをつくることになる。

(2)署名をうけるときの注意としてはその主旨を十分説明納得の上で署名捺印することは勿論であるが、次の諸点に注意すべきである。

A、何の署名かわからないようにしてだましとつたり、脅迫がましいことをして署名をとらないこと。

B、代理に署名させないことゴム印等によらず自筆によること。

C、あとで他人が署名をかきかえたり、加筆しないこと

D、二重署名にならないようにすること。

E、あとで運動を阻害したりおどしたりすることによつて署名をとりけすように示唆されたらただちに連絡するようにたのんでおくこと

(3)署名運動の保護（法七四条の四）

この運動が基本的人権に基く運動であるので当然法の保護がある。とくに反対派の運動がはげしく行われることが予想されるので判明次第選管、警察に連絡するとともに運動支部、本部に報告しなければならない。

法第七十四条の四では署名者および運動者に対し

A、暴行もしくは威力を加えまたは拐引した者。

B、交通もしくは集会の便を妨げ演説を妨害した者。

C、偽計、詐術等不正の方法をもつて署名の自由を妨害した者。

D、署名者および運動者、またはその関係ある寺社、学校、会社、組合、市町村に対する用水、小作、債権、寄附、その他特殊の利害関係を利用して威逼したものについては四年以下の懲役七万五千円以下の罰金に処せられることになつている

又署名簿の内容を書きかえたり書類を抑留、き壊、もしくは奪取したものも三年以下の懲役または五万円以下の罰金に処せられる。

職場署名はしない

不法署名は罰せられる

(4)不法署名の罰則

署名運動も不法不正をやるとその分の署名は異議申立てで無効になるばかりか、法七十四条の四の二項で

A、署名を偽造もしくは数を増減したもの。

B、添付書類を附さないで署名をもとめたもの。

C、二カ月の期間経過後署名をもとめたもの。

D、法令で定める手続によらないで署名をもとめたものは一万円以下の罰金となつているのである。

(5)署名運動の連絡

運動者は準備期間中に十分打合せをしておくことは勿論であるが、署名期間中も相互に連絡して適論会合をもち

A、二重署名の防止

B、選挙人名簿との照合

C、反対運動の情報交換

D、署名運動の方法の改善

E、協力諸団体の連繋強化

F、有効署名数の報告集計に努め、運動支部、本部も全力をあげて推進につとめなければならない。

(6)戸別訪問による地域署名運動（職場署名はやらない）

署名運動はその照合と説得等の関係から地域主義に徹し集会、演説会等はこの運動の推進のために行うこととし、運動者とその協力者数名で一班をつくり、一軒一軒訪問して署名をうける方式をとる以外になく、たとえば一つの部落町内で午後街頭演説を行い、夜全町内を巡回する等の方式をとるべきで、職場署名は家族の署名がとれず、二重署名が多く出てくるので行わず、職場では組織を通じて十分その主旨を徹底させる情宣にとどめることにしなければならないであろう。署名班をつくる場合は三―四人程度とする。

(7)署名の取消（令九五条）

一たん署名したものが、署名を取消すことができるが、それは署名期間を終り選管に提出するまでの期間しかできずかつ代表者を通じてしかできない。しかしこの申出があつたときはその理由を調査する必要がある。特に反対派の謀略でないかどうか調査する必要があるし、これを大量に行われると運動そのものにもひびくので十分警戒する必要がある。

ホ、署名の完了提出（法七四条の二・令九四条）

署名期間（二カ月）で十分に三分の一をこえる有効署名をとつた後はその期間終了後十日以内に各市町村毎に分冊を一括して夫々代表者の名をもつて全市町村選管に提出する。これで第一段階を終り、あとは審査に入るわけである。

リコールがむつかしいといわれるのは第二段階の審査で、リコール反対派が凡ゆる問題で異議を申立て訴願をすることが予想される訳であるが、これとても署名が正規に行われ、数が三分の一をこえてさえ居ればおそれる必要はない訳である。